

# 赤い羽根共同募金 広域助成事業 実施要綱

## (目的)

第1条 本県の地域福祉の増進を図るうえで効果的であり、寄付者の理解と共感が得られる様々な取り組みに対して助成することにより、「じぶんの町を良くしたい」という赤い羽根共同募金に込められた寄付者の思いや期待に寄与すること目的とする。

## (助成対象事業)

第2条 社会福祉の向上を目的とした民間の事業であり、その実施が効果的でありかつ緊急的な事業を対象とする。

ただし、次の各号のいずれかに該当する事業は、助成の対象外とする。

- (1) 社会福祉を目的とするものであっても、単に構成員の相互共済のみを行うもの
- (2) 政治、宗教、組合等の運動の手段として行われているもの
- (3) 名称の如何にかかわらず、社会福祉的性格が明らかでない事業または営利のために行われるとみなされるもの
- (4) 助成金以外の収入によって経営に必要な経費が賄えるもの
- (5) 介護保険制度に係る事業として行われるもの
- (6) 経営の基礎、管理が不十分で、社会から信頼されていないもの
- (7) 国、地方公共団体等の補助または、他の助成団体の助成を受けて実施するもの
- (8) その他、助成することが不相当と認められるもの

## (募集内容)

第3条 赤い羽根共同募金「滋賀の町を良くするしくみ」助成事業

### (1) 内容

地域共生社会の実現に向けて、様々な活動を育み活性化することを目的として、複雑多様化する県民の身近な福祉課題に対する活動や、新たな課題に対する活動など、地域で安心して暮らすことができる地域社会づくりを目的とした事業

### (2) 対象

社会福祉の推進に取り組む民間の団体等、滋賀県共同募金会(以下本会という。) 会長が適当と認める団体

(3) 詳細については別に定める。

## (事業の申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者は、別に定める申請書に事業内容等を明記し、関係書類を添えて本会に提出しなければならない。

## (助成の決定)

第5条 申請事業の内容等を審査し、適当と認めるときは、助成金の交付を決定する。なお、内容等の審査に必要な場合は、ヒアリングや実地調査を実施し配分委員会等への出席を求める場合がある。

## (事業の実施)

第6条 事業の実施にあたっては、別に定める「共同募金助成事業事務必携」に基づき、適正に実施するものとする。

(事業の変更)

第7条 助成の決定後に、事業の変更・中止等があった場合には、助成金の変更、取消し又は返還させる場合がある。

(助成金の交付方法)

第8条

(1) 助成金の交付は、原則、精算払いとする。

(2) 事業が完了したときは、速やかに事業完了報告書に関係書類を添えて、本会に提出しなければならない。

(3) その内容等を本会で審査し、必要に応じて現場確認を行い、助成金の額を確定する。

(4) 助成金の額の確定後、助成金精算交付請求書を本会に提出する。

(広報の義務)

第9条 助成金により事業を実施する者は、当該事業が共同募金の助成による事業であることを明示するとともに積極的に広報活動をしなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金交付に関して必要な事項は本会会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成26年3月17日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年3月10日に改正し施行する。

付 則

この要綱は、平成28年3月22日に改正し施行する。

付 則

この要綱は、平成29年3月14日に改正し施行する。

付 則

この要綱は、平成30年3月22日に改正し施行する。

付 則

この要綱は、平成30年8月24日に改正し施行する。

付 則

この要綱は、令和2年3月27日に改正し施行する。

付 則

この要綱は、令和3年3月24日に改正し施行する。

付 則

この要綱は、令和4年3月29日に改正し施行する。

付 則

この要綱は、令和5年3月24日に改正し施行する。

付 則

この要綱は、令和6年9月17日に改正し施行する。